平成２７年（フ）第１５８７号
札幌市中央区南４条西２丁目10番地南４西２ビル３階
破産者　株式会社函館魚や
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４８号
群馬県伊勢崎市馬見塚町3284番地８
破産者　株式会社ウープスタイル
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
千葉県茂原市小林1978番地の19
破産者　株式会社大谷商店
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第８１７２号
東京都品川区平塚３丁目13―19　サンクチュアリ・Ｔ302、開始決定時の住所東京都品川区平塚１丁目５－９－201
破産者　木戸　大輔
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４号
東京都豊島区西池袋２丁目39番８―901号
破産者　株式会社レガロ・ジャパン
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７５号
東京都西東京市富士町６丁目５番７号プレミアス205号
破産者　完山　盛義
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３５９号
名古屋市中区錦２丁目２番24号　東海ＩＳビル３Ｆ
破産者　株式会社ドゥーズ・エラン・アソシエ
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６０号
名古屋市中区錦２丁目２番24号　東海ＩＳビル３Ｆ
破産者　株式会社アクア
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５００号
神戸市北区谷上西町27―６クリアーレ岡崎202
破産者　有限会社Ｅ―ＭＡＸ英会話学院
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１１号
神戸市中央区元町通３丁目10番６号
破産者　株式会社河野カバン店
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５号
長崎市片淵５丁目11番30―1405号、旧本店所在地長崎市桜馬場１丁目２番９号
破産者　有限会社洋装アトリエ京子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字大森４番地１
破産者　株式会社大久保建設
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１０７５号
川崎市川崎区塩浜２丁目24番27号
破産者　協進運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
大阪府岸和田市池尻町380番地の１　サンコーリン彌平101号
破産者　株式会社裕海村
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第１９１号
岡山市南区東畦65番地19
破産者　山陽珈琲コミュニケーションズ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２号
愛媛県松山市北梅本町甲401番地１
破産者　株式会社セットアップ
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
大分県国東市国東町重藤１番地65
破産者　有限会社国東バス
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７４号
栃木県佐野市岩崎町1173番地７、前住所栃木県佐野市閑馬町2858番地１
破産者　松原　　務
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第７５号
栃木県佐野市岩崎町1173番地７、前住所栃木県佐野市閑馬町2858番地１
破産者　松原　恵子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２５号
栃木県小山市大字大行寺1008番地31、従前の住所群馬県館林市堀工町1870番地の23
破産者　岸　　幸浩
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２１１号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目26番地
破産者　矢吹　妙子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部